

2020年8月20日



埼玉労働局長  
増田 嗣郎 様

生協労連コープネットグループ労働組  
中央執行委員長 占部 修

## 2020年度埼玉県最低賃金の改定決定に関する異議申出書

埼玉労働局一般公示第33号に基づき、コープネットグループ労働組合は以下のとおり異議申出を行います。

### 1. 異議申出の主旨

埼玉地方最低賃金審議会は2020年度の最低賃金の改定決定について、時間額を2円引き上げて928円とする答申を行いました。

最低生計費に必要な時間額は埼玉労連の調査によると1,392円（法定労働時間最長の場合）です。最低賃金は今すぐ1,000円にすべきであり、すみやかに1,392円を実現していくべきです。928円では8時間働いても最低限度の人間らしい生活は保障されません。最低生計費の水準を満たさない最低賃金は働いても貧困な労働者、ワーキングプアを生み出し、生活のためダブルワーク、トリプルワークなどの命をも奪う長時間労働を蔓延させます。また食品や燃料などの物価上昇や消費税増税・社会保障費の上昇で、実質賃金が上がり、2円の引き上げでは、労働者の生活の改善は期待できません。

現在の答申額で改定された場合、隣接する東京都の時給差は85円であり地域間格差は解消されません。労働力の流出だけでなく、医療、介護、保育などの分野で人材確保ができず、公的サービスに深刻な影響が出ている現状を改善することはできません。

改めて今すぐ時間額1,000円以上への引き上げを求め、異議申出を行うものです。

### 2. 異議申出の理由

#### (1) 最低賃金が最低生計費を保障していないという問題

日本国民は憲法で生存権が保障されているにもかかわらず、働いても最低限度の文化的な暮らしができない働く貧困者、年収200万円以下のワーキングプアが労働者の4割近く、1,100万人にも及んでいます。

生協で働く労働者の多くが非正規労働者で、その6割が最低賃金に張り付く低賃金の時間給労働者であることは、意見陳述でも述べたとおりです。生活するために、ダブルワークやトリプルワークをしているパート労働者は、10月の最低賃金の改定に期待しています。

最低限度の文化的な生活は食うや食わずのギリギリのものではありません。最低賃金は労働者の最低生計費を保障するものという基本的視点を持って審議してください。働いても貧困であることは個々人の責任ではなく、国の責任です。最低賃金が最低生計費を保障するなら、ワーキングプアはなくなり、働く者が健全な税の担い手、社会の担い手になれるのです。現在の

最低賃金に張り付いている低賃金労働では生きるのが精いっぱい、生活の為に命を削って長時間労働をしなければならず、病気になっても医者にもかかれず、友達とたまに飲みに行くこともできず、大切な人の冠婚葬祭にも行けない、人としてのつながりがない生活をせざるを得ないのです。どんな労働者でも人間です。人間らしい最低限度の文化的な暮らしを保障する最低賃金が求められています。

## (2) 地域時給格差を是正できない地域別最低賃金の問題

新型コロナウイルスの感染拡大の状況から経済活動の東京一極集中の問題が浮き彫りになりました。東京に隣接する埼玉には埼玉都民という言葉があるように、埼玉に住み、賃金が高い東京で働くということがあたりまえのようにされています。そのため、新型コロナウイルスの感染も埼玉県内に広がりました。また、地域別最低賃金の格差が縮まらず、より高い最低賃金の地方へ労働力、人口が流出し、地域経済が疲弊していく問題は、労働組合だけが指摘しているではありません。国会議員の中でも全国一律最低賃金制度の必要性について話されています。

最低賃金が全国一律であるなら地域間の賃金格差は是正され、「労働力の県外流出」は止めることができます。また最低賃金をあるべき水準に引き上げることで、労働者は切り詰めた生活から生活関連の消費を多くすることになり、地域経済が活性化していくこととなります。特に、東京都の最低賃金額は1,013円と、最低時給は1,000円を超えています。東京との格差をなくすことで、労働力の流出を押さえ、地域経済の活性化につなげることができると考えます。埼玉県労働組合連合会など全労連傘下の労働組合が全国で行った最低生計費調査では、全国どこでも時給は1,500円から1,600円必要であるとの結果が出ています。地域間格差をなくす「全国一律最賃制」の最低賃金制度の必要性を認識していただき、中央審議会へ意見を上げていただくことを求めます。

## 3. 審議会委員・専門部会委員の民主的・公正な選任と審議会の民主的運営のための全面的な公開

今回の最低賃金の改定決定額が最低生計費を保障するものにまったく届いていないことの決定的要因として、「地方最低賃金審議会」と「専門部会委員」の中に、当該の時給労働者を多く組織する埼玉連傘下の労働組合から一人も選任されていないことを指摘します。労働者側の委員が連合埼玉傘下の労働組合の委員のみで構成されていることは公正とは言えません。

また、審議会は民主性と公正を担保するため公開が原則であるべきです。今年は審議会と専門部会の一部が公開となりましたが、特に重要な引き上げ額審議にかかる「専門部会」の審議は非公開でした。引き上げ額2円の根拠さえわかりません。「地方最低賃金審議会委員」・「専門部会委員」の公正な任命と「専門部会」に関わるすべての審議会の公開を求めます。

埼玉地方最低賃金審議会には、憲法・法律で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」「人たるに値する生活」を営める最低生計費の水準を明らかにし、あるべき最低賃金の実現に向けた議論をすることが求められています。改めて審議、検討をしていただけるよう強く求めます。